

《取組の方向》に基づく活動や事業を市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して効果的に推進していく上で、基盤づくりや緊急性の高い課題への対応として、市は次の事項に先導的に取り組みます。

※ 以下、【重点的に取り組む事項】のうち、進捗状況を評価する上での指標として、具体的な数値や項目を掲げることができるものを【推進目標】として列記しています。

1 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実

【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域における福祉課題を効果的に解決していくための重要なキーワードの一つが“つなぐ”ということです。

今後、超高齢社会に対応する取組として構築する「地域包括ケア」を進めるに当たっては、地域福祉活動とも効果的に連携し、市民の“困りごと”に対応する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

そのため、保健福祉に関する多様な人、機関が協働して課題解決、取組等を進めることができる仕組みを充実するとともに、こうした取組の推進役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制を強化します。

【重点的に取り組む事項】

(1) 問題を解決する協議の場の設置

本計画に基づく活動や事業を推進するための地域福祉関係者の協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

また、当ひろばで、分野別の施策等を検討する会議（地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者自立支援事業庁内会議など）との連携により、分野や公民の枠を超え、地域福祉の視点で協働して支援する方策について協議します。

(2) 多様なつながりをいかした情報伝達の推進

“福祉に関する情報が無いため、適切な支援につながらない”という状況を無くすため、必要な人に、必要な情報を伝える取組を充実します。

そのため、地域等において“つなぐ”取組を推進するに当たっては、身近な人、機関等が直接伝えることや、スマートフォンアプリ、メール、SNS（※）等のメディア（媒体）を活用した情報発信など、情報を受ける側のニーズに応じた取組を進めます。

※ 通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。

(3) 推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制・機能の強化

上記の相談支援、協議、情報伝達、拠点づくり等の“つなぐ”取組を推進するとともに、以下の「2」～「5」の取組を進めるに当たって、既存の制度等では対応が困難な課題などに地域の様々な力と協働して対応する専門職として社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーの体制を、地域包括ケア、生活困窮者自立支援の取組等とも関連付けて効果的に強化します。

【推進目標】

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ○ (仮称)福祉のまちづくりひろば | 設置 |
| ○ 「メールねやがわ」やスマートフォンアプリを利用した情報配信 | 実施 |
| ○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） | 7人 → 12人 |

2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進

【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域の様々な力による支援が一層重要となっています。

本市では、市民、団体、事業者等により、様々な地域福祉の活動や事業が展開されていますが、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するためにも、地域の力が一層重要となっています。

より多くの人々が、“できること・したいこと”で参加することで、日常生活での様々な“困りごと”にきめ細かく対応するとともに、市民一人一人が元気になり、つながりのある住み良いまちづくりを進めるため、様々なニーズに応える活動と担い手づくりを推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) 参加しやすい活動づくりの推進

大きな負担感を感じることなく気軽に参加しやすい、地域での健康・生きがいづくりなどにつながる活動を、自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会等の地域組織と連携して推進します。

また、高齢者を含め、様々な世代が担い手としての「地域デビュー」のきっかけづくり、人生経験をいかした様々な活動の場づくりなどを推進します。

(2) 子どもや若い世代が“受け手”・“担い手”となる活動の推進

子育て支援や子どもの健全育成を地域で支える取組を一層推進するため、福

社関係機関のみならず、学校、PTA等の教育分野の機関・団体、地域の様々な団体などとも連携を図り、子どもや若い世代との相互理解に基づく参加による、世代を超えた活動を推進します。

(3) 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進

地域福祉活動の担い手を確保するとともに、支援を受ける際の負担感の軽減を図るため、より一層多くの人々が、ポイント、謝礼などを介する有償活動に参加できる仕組みを推進します。

また、様々な“困りごと”を解消するとともに、地域就労の場を増やすため、地域資源をいかして活動するNPO等のコミュニティビジネス(※)を推進します。

※ 市民の生活に密接に関わる課題を解決するため、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

(4) 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進

福祉、介護、子育てなどのサービスをニーズに応じて的確に提供できるよう、事業者と連携して従事者を確保するための取組を推進します。

また、介護する人の負担を軽減しながら介護される人の自立支援を進める介護ロボット等の普及を促進するための取組についても研究していきます。

【推進目標】

○ 様々な世代のニーズに対応する有償活動の仕組みづくり	実施
○ 子育て応援リーダー活動等の推進	実施
○ 生活支援・介護予防サービスの担い手づくり	実施
○ 福祉有償運送サービスの推進	実施



3 災害時・緊急時の支援の充実

【背景と目的】

誰もが安心して心豊かに暮らせるよう、市民一人一人が自分の安全は自分で守るという自助の取組を一層進めるとともに、災害時や緊急時に支援が必要になることが多い、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯などを、“おたがいさま”の意識で、地域で支えることが重要です。

いざというときに的確に対応するため、様々な関係者が連携し、プライバシーを大切にしながら必要な情報を得ることができる仕組みと、様々な状況での支援体制の構築を図ります。

【重点的に取り組む事項】

(1) 支援が必要な人と地域のつながりづくり

「避難行動要支援者名簿」、救急医療情報キット（命のカプセル「あんしん」）等の情報、社会福祉協議会が取り組んでいる「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」などを効果的に活用し、誰もがどこかでつながり合う“支え合いのマップ”を共有するとともに、「避難行動要支援者支援プラン」の作成を推進し、地域協働協議会、自主防災組織、自治会、校区福祉委員会等の地域の組織、福祉事業者、ボランティア団体などが連携し、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、関心の高い災害時・緊急時における支援を切り口として、自分の安全を自分で守るという意識で必要な情報を共有する意識を高め、日常的に気に掛け合い、支え合う関係づくりを促進します。

(2) 災害時の支援体制の充実

今後発生し得る災害に対応するため、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するとともに、地域組織、事業所、学校、支援者、ボランティア等と連携し、様々な状況を想定した支援体制づくりを推進します。

また、住宅の耐震化を推進するとともに、支援が必要な人が無事に避難生活を送れるよう、地域の避難所での配慮に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、福祉避難所の整備を一層推進します。

【推進目標】

○ 避難行動要支援者名簿の同意率	37% → 50%
○ 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	実施
○ 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練	実施

4 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実

【背景と目的】

雇用環境の多様化、家族・地域でのつながりの希薄化等により、生活に困窮するリスクの高い人が増加する中、生活保護受給者以外の生活に困窮する人への支援を拡充する「第二のセーフティネット」として、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、本市では生活に困窮する人に対する自立相談支援等を行っています。

こうした取組をニーズに応じて充実させながら、様々な“困りごと”を抱える人の早期の把握と包括的な支援を行うため、多様なつながりづくりをいかした取組を進めるとともに、地域資源をいかし、住居、社会参加、就労の場などの確保を推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) ニーズの早期発見と支援へのつなぎ

市民、団体、事業者等のつながりを強化しながら、積極的に地域に出向く「アウトリーチ」などを通じ、生活に困窮する人のニーズを早期発見する取組を推進します。

また、自立性を高めながら、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、相談機能、寄り添って支援する体制などを一層充実します。

(2) 様々な資源をいかした自立支援の推進

事業者、地域組織等と連携し、中間的就労等も含めた、働く場、社会参加の場を増やします。

また、困難の内容に応じて、衣食住の提供、子どもの学習に関する支援などを行う体制づくりを推進します。

(3) 住まいの確保への支援の充実

生活に困窮している人の住居確保のための給付とともに、高齢者、障害者などが安心して生活できる住まいの確保を支援するため、地域の理解、関係者の連携等を図ります。

【推進目標】

- | | |
|-------------------------|----|
| ○ 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援 | 実施 |
| ○ 障害者の地域生活支援拠点等の整備 | 実施 |

5 権利擁護システムの推進

【背景と目的】

認知症がある高齢者の増加、障害者の地域移行の拡大などにより、判断能力が十分ではない人の権利擁護を支援する取組へのニーズが増える中、虐待及び権利侵害への適切な対応、差別を無くす取組等を一層推進していくことが重要です。

こうした権利擁護に関する取組を、福祉、法律の専門職等と協働して効果的に推進するため、権利擁護システムの構築等を進めます。

【重点的に取り組む事項】

(1) 権利擁護を進めるシステムの構築

高齢者、障害者などの権利擁護に関わる福祉、法律の専門職等が協働して取り組むシステムの構築を進めます。

(2) 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実

金銭管理、契約などの日常生活における支援や、財産管理、身上監護などの後見的な支援のニーズに対応するため、市民や法人による担い手づくりを推進します。

また、市民一人一人にとって、後見等の支援が必要になったときの備えとなり、今後の人生を考え、目標をもってよりよく生きるためのプランとして「(仮称)ワガヤネヤガワ・ライフプランノート」づくりを推進します。

(3) 虐待・権利侵害を予防する取組の推進

高齢者、障害者、児童等への虐待、権利侵害、ドメスティック・バイオレンスなどの防止及びその適切な対応を推進するため、各分野での取組を一層推進します。

また、権利侵害の要因と考えられる年齢、性別、国籍、障害、信条、身分等に関するあらゆる差別を無くすため、学習や啓発を通じた理解を促進します。

【推進目標】

○ 法人後見実施主体の設立支援	実施
○ 市民後見人等の養成	実施
○ (仮称)ワガヤネヤガワ・ライフプランノートの作成	実施